

タイトル	人権,特に言論の自由の一貫性と尊重の責任者(翻訳)
著者	モドゥー, アラン; 中村, 寿司
引用	北海学園大学学園論集, 126: 41-45
発行日	2005-12-25

人権，特に言論の自由の一貫性と 尊重の責任者^(註1) (翻訳)

アラン モドゥー (著)
中 村 寿 司 (訳)

目 次

1. 言論及び表現の自由の不可分性における状況
2. 新たな手段と新たな行為主体
3. 表現の自由に対する侵害の新たな形態

世界人権宣言 50 周年記念のため国連によって選択されたスローガン「全ての人のためのすべての人権」(*All Human Rights for all*) は、人権に対する我々のアプローチと理解を導く、普遍性 (*universalité*) と不可分性 (*indivisibilité*) という 2 つの原則をうまく要約している。何よりも修辭的な (*rhétorique*) この二重のアプローチは、私に先立つ雄弁家達によってすでに言われているように、それだけですぐに実行 (*pratique*) に移されるわけではない。

はっきりと異なる 2 つの条約^(註2) が存在することから、国々は、それら条約のいずれかにしか加盟しない広い自由を有する。選択は、他方の条約に含まれる諸権利に対して当事国が義務を負うことを拒絶するものとして理解される。

例外的な公的危険が国の存在を脅かす場合 (第 4 条) に締約国にもたらされる、市民的及び政治的権利に関する条約に定められた義務に反する措置^(註3) を講ずる可能性は、人権の不可分性に対する別の侵害を構成する。この条項は、例えば非常事態の宣言を許すような危機的状況を国家自身が創り出すことができるということを考慮すると、非常に危険である。最近数週間にインドネシアで実施された調査は、スハルト大統領に非常事態の宣言を許したかも知れないような深刻な混乱を、武装勢力分子が 5 月に引き起こそうとしたらしいことを示しているようである。

一方に、国家がその尊重を保障する準備ができていれば理論上即座に実行できる市民的及び政治的権利があり、他方に、最善の場合でもその実現は漸進的でしかあり得ない経済的、社会的及び文化的権利があることから、現実への適用には時間のズレが存する。この時間のズレは、同じく普遍性と不可分性という二重の原則が弱化する要因でもある。幾つかの国が、特にアジアにおいて、経済的、社会的及び文化的権利が十分に実現されない限り市民的及び政治的権利の実現を

拒絶あるいは抑止する口実として、このズレを利用しようとした。それらの国にとっては、社会的及び経済的発展の至上命令の方が個人の自由の尊重に優先する。

普遍性の原則そのものが、(神の法である)宗教上の戒律を、人の法、特に人権に関する法よりも上位に置く国々によって問題視されている。例えば、シャリーア^(註4)の優越性を認めるイランとスーダンの場合がそうである。

人権の不可分性は、諸々の人権の相互依存の結果である。幾つかの権利の否定ないしは侵害がそれらの意味を排除したり、あるいは少なくとも他の権利の範囲を制限したりするように、幾つかの権利の実現が他のものの実現を条件づけるという意味において、諸権利の間には真の連帯の鎖 (véritable chaîne de solidarité) が存する。

1. 言論及び表現の自由の不可分性における状況

言論及び表現の自由に関する世界人権宣言^(註5)と市民的及び政治的権利規約^(註6)第19条は、この点において手本となる。表現の自由の欠如が、以下のような他の多くの権利を著しく制限し、さらにその実現を不可能にすることは明らかである：

- a) 思想、良心及び宗教の自由
- b) 集会及び結社の自由
- c) 自国の公務の運営に参加する権利
- d) 共同体の文化的生活に自由に参加する権利
- e) 労働組合を創る権利等。

さらに、表現の自由の欠如は、それが教育レベルにおける実効ある普及を妨げ、国境の内部における暴力の告発を禁ずるという意味において、人権の建物 (édifice)^(註7)そのものを深刻に損なう。人権の尊重に最も反抗的な国家が、同じく国内レベルでの広範な普及に反抗的であることは驚くに当たらない。

この点において、1949年の4つのジュネーブ条約^(註8)ならびに1977年の追加議定書^(註9)に反して、件の2つの条約が、それにより締約国がその内容の普及に責任を負わされるようないかなる規定も含んでいないことは意外である。それは重大な欠陥である。というのは、それは、人権が殆どあるいは全く守られていない国々においては、その存在と活動を同時に合法化する議論を人権の擁護者達から奪ってしまうからである。

言論及び表現の自由に関する第19条は、人権が互いに連動しあうこの建物において、私には隅石や要石^(註10)のように思われる。従って、この条文が権威主義的で全体主義的な政体の最優先の標的になることは驚きではない。表現の自由を奪うことは批判を黙らせることであり、罰を受けることなく人権全体を侵害するような諸条件を創り出すことである。この点に関して、市民的及び政治的権利に関する規約の第19条は、最悪の濫用を許すような裂け目を構成している。国の安全 (sécurité nationale) という至上命令、公の秩序 (ordre public) の維持、公衆の健康 (santé)

と道徳（*morale publique*）の保護は、それぞれ第 19 条の意味を空洞化し、まったく効力の無いものにしてしまう口実となる。それらは、それぞれ人権の敵対者のためのアリバイとなる。沈黙は、腐敗（corruption）、共同謀議（collusion）、情実（copinage）、利益誘導（clientélisme）、そして最初の 4 つで十分でなければ、最後に犯罪（crime）（5 つの c !）に奉仕する最も有害な武器である。

2. 新たな手段と新たな行為主体

国の境界内において余りにしばしば人権の侵害を覆い隠す沈黙に対する戦いは、ここ数年の間に、特に衛星テレビやインターネットといった新しいテクノロジーの到来により、新たな広がりを見せるようになった。インターネットは、世界人権宣言の第 19 条が規定するように、個々人が以後、検閲を逃れ、「国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝えること」^(註 11) を可能にする。NGO（非政府組織）、IO（国際組織）、メディアといった、人権のために戦う古くからの国際的行為主体に、以後、個人あるいはネットワーク、電子ウォッチングの資格で活動する多くの国内の行為主体が加わる。マレーシアにおいて進行中の諸々の出来事は、この点において特に示唆的である。現在クアラルンプールにおいて裁判中のかつての国家ナンバー 2、「アンワー イブラヒム」事件（affaire “Anwar Ibrahim”）をめぐって、権力に近いメディアが与える一方的な情報との均衡を保つため、イブラヒムの支援者達が、事実を説明し、世界中に自分達の考えを知らせようと、インターネット上に幾つものサイトを開いた。

「国家の規律」（discipline d'Etat）の最も熱心な擁護者のひとりで、前シンガポール首相、リークワン イエウ（Lee Kwan Yew）は、アジア・太平洋地域のメディアに関する会議の際、ロサンゼルスにおいて、情報を統制することは、今後もはや不可能であることを認めた。「ニュースと情報が、かつてないまでに国の境界を越えて入ってきている。我々は、情報の波をブロックすることによってではなく、これと対抗する我々の見解を述べることで、この容赦のない波を制御した。情報をブロックした国々は闘いに敗れるであろう」^(註 12) と彼は断言した。

新しいテクノロジーの到来とそれらが表現の自由の実現に及ぼす影響が、私の考えでは、人権の実践に新しい時代を切り開いている。

既に述べたように、非難されている国々の中に住んでいる新たな行為主体達は、限界ある危険を冒しつつ、彼らの声を伝えることができるようになってきている。「インターネット」市民（internauts）は、もはや権力の意のままになる「受身の主体」（sujets passifs）ではない。彼らは、国際世論にこの同じ権力の越権を告発することにより、「行為主体」（acteurs）となる能力を有する。

人権を脅かすさまざまな活動や状況を告発し、これに反撃を加えるため市民によって推進された警戒網が、世界のあらゆる地域において、ひとつの現象のように数を増やしている。ローカルな規模の警戒網も、その拡声器によって国際世論（*publique*）を速やかに動因できる国際 NGO によって中継されている。例として、メディアの巨大な専門組織によって推進された警戒網、「国際

表現交換の自由」(IFEX)をあげると、この組織は、日々、地球を横断して出版の自由に対する侵害の情報を流しており、それは時には、世界で最も辺鄙で孤立した場所で働く特派員からの情報に基づいている。

3. 表現の自由に対する侵害の新たな形態

しかし、検閲は国家のみの事柄ではない。検閲も同様に「民営化」の現象を経験している。多くの国において、表現の自由を脅かしているのは国家ではなく、多くの新権力すなわち非国家的行為主体であり、それらは反抗や共謀を交えつつ、国家暴力をしばしば引き継いでいる。ここ数年、ますます多くのジャーナリストが、マフィア、軍隊を模した徒党、過激派宗教集団の犠牲になっている。これら全ての犯罪が殆んど罰せられないままになっていることを確認するのは残念である。

司法権力を經由して、個人あるいは企業が、最も尊重すべき放送や出版まで威圧し、名誉毀損や損害賠償の訴えを数多く起こしている。これらの司法活動は、時には合法的である。というのは表現の自由は、非差別、人の私的生活、名声、名誉の尊重といった、その他の権利との均衡がとれていなければならないからである。しかし、それらの活動は次第にメディアを威圧し、公の討論を減らす手段と解されるようになっていく。

検閲の民営化は、配給のレベルにも介入する。有徳連盟あるいは民族ないし宗教団体に子細に監視され、幾つかのチェーン店が書籍、ビデオあるいはCDを目につくところに置いたり販売したりするのを控えている。インターネットアクセスの供給業者は、提供するものの中から、危険で有害と判断されるサイトを排除している。公共図書館は、若い利用者が合法サイトを遮断する危険を冒して猥褻な製品にアクセスするのを禁ずるため、検閲ソフトをインストールしている。

このようにテクノロジーは、道徳、ナショナリズムあるいは宗教の名において常に検閲を正当化してきたグループにとって、新たな格好の材料となる。

メディアが商業主義の時代に入ったので、彼らは、自らのイメージダウンと、純粹に公的な配給ルートから自分達を排除するキャンペーンを何よりも恐れる。検閲—あるいは自主規制—は従って、消費者あるいは最も良く組織され最も騒がしいグループの反応から生まれることもある。検閲はこうして、製作者に微妙なテーマ、あるいは論争的になり過ぎたテーマから遠ざかるよう促す。

最後に、次第に多くのメディアグループが有力な複合企業体に吸収されるようになっており、それはしばしば、それらを財政本位の論理にまかせたり、時には現行ジャーナリズムの独立と資質を危険にさらすような利害の衝突する十字路に置く。

私が今しがた諸君に示した表現の自由に対する侵害の新たな形態のリストは、網羅的なものからは程遠い。リストは、国家がもはや、そして断然、唯一の行為主体ではないことを示している。人々がしばしば強力な国家と対峙させて来た市民社会も、表現の自由にとって同程度の脅威とな

る、ますます多くの行為主体を内に含んでいる。この根本的な変化は、単に探究を刺激するのみならず、同じく、市民に 21 世紀社会の新たな争点を認識するよう働きかけるに違いない。そこにおいては、国家は名目上、主役の地位を保ってはいても、もはや必ずしも権力の筆頭所有者ではない。

（註）

（註 1） 本稿は、*Société civile et indivisibilité des droits de l'homme* (Fribourg, Suisse, 2000) に所収の論文の翻訳である。原題は “Les responsables de la cohérence et du respect des droits de l'homme, en particulier de la liberté d'opinion” (pp.219-225)。著者のアラン モドゥー (Alain Modoux) 氏は、ユネスコ表現の自由及び民主主義統一局長（一部原註、以下すべて訳註）。

（註 2） 「2 つの条約」とは、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（国際人権規約 A 規約）」（1966 年国連採択、76 年発効）と「市民的及び政治的権利に関する国際規約（国際人権規約 B 規約）」（1966 年国連採択、76 年発効）をさす。

（註 3） “des mesures dérogeant aux obligations prévues dans le Pacte relatif aux droits civils et politiques”（原文）

（註 4） 「シャリーア」：「イスラム法。原義は“水場に至る道”で、クルアーンのなかではくわれ（アッラー）は汝をシャリーアの上に置いたゆえ、それに従え」〔Q 45:18〕とされている。……ムスリムは通例、“シャリーアはあらゆる場所、あらゆる時代に有効である”と確信している」。大塚和夫他編、『イスラーム辞典』、岩波書店、2002 年、「シャリーア」の項）

（註 5） 「世界人権宣言」（“Déclaration universelle des droits de l'homme”）（1948 年国連採択）

（註 6） 「市民的及び政治的権利規約」（“Pacte des droits civils et politiques”）（註 2 参照）

（註 7） 著者は、人権相互の連帯性を示す表現として「建物」のイメージを採用する。それは広義の「アレゴリー」を構成し、後出の建築用語（「隅石」ならびに「要石」）との間に共通のコンテクストを成立させる。

（註 8） 「4 つのジュネーブ条約」：「戦地にある軍隊の傷者及び病者の状態の改善に関する 1949 年 8 月 12 日のジュネーブ条約」（第一条約）、「海上にある軍隊の傷者、病者及び難船者の状態の改善に関する 1949 年 8 月 12 日のジュネーブ条約」（第二条約）、「捕虜の待遇に関する 1949 年 8 月 12 日のジュネーブ条約」（第三条約）、「戦時における文民の保護に関する 1949 年 8 月 12 日のジュネーブ条約」（第四条約）（いずれも、1949 年署名、1950 年発効）。

（註 9） 「追加議定書」：「1949 年 8 月 12 日のジュネーブ諸条約に追加される国際武力紛争の犠牲者の保護に関する議定書」（ジュネーブ諸条約第一追加議定書）、「1949 年 8 月 12 日のジュネーブ諸条約に追加される非国際武力紛争の犠牲者の保護に関する議定書」（ジュネーブ諸条約第二追加議定書）（いずれも、1977 年署名開放、78 年発効）。

（註 10） 「建物」のアレゴリーの構成要素。「隅石」（*pierre angulaire*）と「要石」（*clef de voûte*）：「隅石＝石積みの際、隅角部に積まれる石。通常、隅角部補強のため整形され、かつ一般部より大きな石が使われる」。「要石＝アーチの頂部に最後に積み入れる楔形の石。これにより、すべてのせり石が固まる」。日本建築学会編、『建築学用語辞典』、岩波書店、1993 年、「隅石」ならびに「要石」の項）

（註 11） 小田滋、石本泰雄編、『解説条約集』（第 10 版）、三省堂、2003 年より転用。

（註 12） “News and information are penetrating national boundaries as never before. We managed this relentless flood of information not by blocking the flow, but by stating our point of view in competition. Countries that blocked information would lose”（原文英文）